

～ 飼い主のいないネコの不妊去勢手術費助成事業について ～

北区では、飼い主のいないネコの繁殖を抑制し、人とネコの調和のとれたまちづくりを目指すことを目的に、飼い主のいないネコの不妊去勢手術費用の一部を助成しております。

1. 助成制度と対象者

東京都北区内に住民登録のある方が、東京都北区内に生息する飼い主のいないネコの不妊去勢手術を北区内の動物病院で行い、手術後は捕獲したところにネコを戻すことを条件に助成する制度です。

2. 手術の実施

北区内の動物病院で手術をしてください。

ただし、ネコの状態や病院の都合で手術ができないことがありますので、必ず事前に次のことを動物病院に伝え、ご相談ください。

- (1) 北区の飼い主のいないネコの不妊去勢手術費助成制度を利用したいこと
- (2) 手術予定のネコの頭数（メス・オスがわかればそれぞれの頭数）
- (3) 手術希望日時
- (4) ネコの搬入方法

3. 助成額

不妊手術(メスネコ) 20,000 円、去勢手術(オスネコ) 10,000 円を上限に助成します。手術費用が助成額の上限を下回る場合は、支払った額を助成します。なお、手術費用のほかに費用がかかる場合もあります。手術費用は動物病院によって異なります。詳細は動物病院と相談してください。

裏面に続く

4. 申請方法

以下の(1)～(3)を北区保健所にお持ちになって、助成金の申請をしてください。その際、申請書、請求書、口座振替依頼書をご記入いただきます。助成金の申請手続きができるのは、領収書に氏名が記入されている方です。第三者に手続きを委任する場合は、委任状が必要となります。

(1)印鑑(朱肉を使うもの)

(2)領収書(区の様式、動物病院で記入・押印済みのもの)

(3)助成金振込先の金融機関口座のわかるもの(通帳等)

※金融機関名、支店名、預金種目(普通、当座等)、口座番号等がわかるもの

5. 助成金の支払い及び助成決定の通知

助成金は、原則として申請月の翌月下旬頃に指定された口座に振り込みます。助成決定通知は送付しますが、振込通知は送付しません。助成決定通知を受領後に、金融機関で確認してください。

6. 注意点

- (1)手術費用をお支払いした年度内に申請してください。年度を越えての申請はできません。
- (2)予算の範囲内で先着順に助成します。予算額に達したときは、受付を終了します。受付終了後は、手術をしていても助成金の支払いができなくなりますので、手術後は、速やかに申請をしてください。
- (3)申請には区の様式の領収書が必要となります。領収書は保健所で配布しているほか、北区ホームページからダウンロード可能です。区の様式の領収書に動物病院で、氏名を含め記入・押印してもらってください。

○問い合わせ先

北区保健所 生活衛生課 生活衛生係

電話 03-3919-0431